

激変する金融と金融情報システムの課題

●ゲストスピーカー 財金融情報システムセンター 理事長 清水 汪

●1990年1月18日(木) 18:00~20:30 学士会館

1. 激変する金融

この報告で言う「金融」は、証券・保険等を含む広義の「金融」である。金融界は現在、以下に述べる意味で激変期をむかえている。

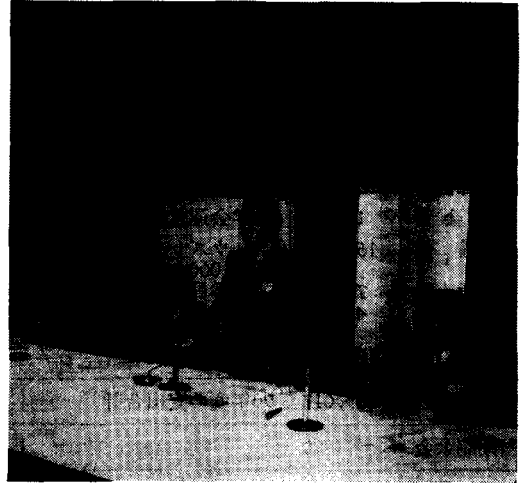
変化の1つは「金融の自由化」である。昭和60年10月以降、大口定期預金の金利はネゴによって決められるようになった。預金金利の自由化である。また業務規制の弾力化も進んでいる。

変化の2つ目は「金融の国際化」である。これは内外資本の交流が活発化し、内外市場が一体化しつつあるということである。従来は為替制限があり、日本人がスイスに預金したりとかアメリカの国債を買うということはできなかった。また日本の企業が勝手にアメリカやヨーロッパから融資を受けるということもできなかった。これが大幅に自由化された。

変化の3つ目は「金融の証券化」で、具体的には証券形態による金融資産・負債の増加、貸付け債権の流動化である。簡単に言えば、企業が資金を調達する場合、銀行借入が主流だったのが、証券形態での資金調達のウェイトが高まっているということである。投資家にしても銀行預金から証券投資に志向が傾きつつあるし、銀行自身も貸出だけでなく有価証券で預金を運用するようになっている。

変化の4つ目は、以上の3つの変化と重なって「金融の機械化」が進んでいるということである。上の3つの変化とこの「金融の機械化」は相互に刺激しあい、促進しあっていると考えられる。

これらの変化は金融機関経営に大きな影響を与えている。業務の選択が多様になり、顧客のニーズに対応した金融商品・サービスを以前よりずっと自由に提供できるようになったため、ビジネスチャンスが拡大した。一方リスクも増大した。



2. 金融機関の機械化対応

わが国における金融機械化の歴史は、第1次オンライン、第2次オンライン、第3次オンラインの3期に分けることができる。

昭和40年代の第1次オンライン期には、勘定系の単科目処理が機械化され、金融機関内部(自行内の本支店間)のネットワーク化が実現した。昭和50年代の第2次オンライン期には、勘定系における主要科目の連動処理が機械化され、金融機関相互間(インターバンク)のネットワークが構築された。こうしたことによって業務が効率化し、顧客利便が向上した。現在進展中の第3次オンラインでは、勘定系の再構築に加え、情報系、国際系、証券系、対外接続系等のサブシステム群が有機的に結合され、金融機関と顧客間のネットワークが構築されつつある。それによって業務が効率化され、顧客利便性が向上するだけでなく、営業力・経営力が強化されることとなった。いわゆる戦略性の強まったことが第3次オンラインの大きな特徴である。

このような金融の機械化はノンバンクの決済機構への参入、および電子資金移動・キャッシュレス取引の増大

をもたらした。また機械化の進展によって、システムが巨大化・ブラックボックス化しつつある。つまりソフトを外部から購入したり、システム開発を外部に委託することによって、システム全体の把握がより難しくなりつつある。システム部門の位置づけも大きく変化し、以前より重要性を増した。それは人事ローテーションの上にも反映されている。

3. 金融情報システムの展望と課題

今後の展望としては、ネットワークが拡大・充実し、システムの運用時間が延長されることが考えられる。特に後者に関しては、土曜のCD（現金自動支払機）の稼働時間を現行の午後2時から午後5時に延長するところも出てきている。さらに日曜日の稼働についても議論がなされている。ちなみに、アメリカやヨーロッパではCDの24時間稼働の例がかなり見られるが、1日の引出し限度が低く設けられている。日本は欧米に比べ現金需要が高く引出し限度を設けるのが難しい等の事情から、CDの24時間稼働や、日曜稼働については、慎重にならざるをえないというのが現実である。

効率性・利便性を維持する上で、システムの信頼性・安全性の確保が前提となる。そういうことから金融情報システムセンターでは業界の協力のもとに「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」「金融機関等のシステム監査指針」というものをつくっている。金融機関の安全対策、システム監査は現在これらを参考にして行なわれている。また、個人データの保護に関しては「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」を設けている。これらの他にカードの標準化、電子資金移動に関わる法的整備が急がれる。

4. 金融全般の課題

従来の金融制度は昭和20年代につくられたもので、当時の日本は為替制限・貿易制限があり経済規模も小さかった。あの頃と現在ではずいぶん状況が違っている。日本は経済大国、金融大国に成長し、また金融のウエイトも企業向けの金融から消費者向けの金融にシフトしている。したがって今や、金融制度を世界に開かれた経済にふさわしいものに、また、多様化する利用者ニーズに適切にこたえられるものにつくり直す必要があると思われる。

質疑応答

1. 金融情報システムセンターがつくっている「基準」「指針」は不変か。

内容は固定的なものではない。当センターの「安全対策基準」は通産省の「電子計算機システム安全対策基準」等も参考にして、昭和60年12月に制定した。その後、業務の変化、技術の進歩、コンピュータ犯罪のエスカレートがあって、一部現状にそぐわない部分もでてきた。そのため現在修正を検討している。

2. 「基準」「指針」には強制力があるのか

各金融機関が自己責任原則のもとで自主的に実行することになっている。「安全対策基準」を法令化する話も実はあったが、これは適当でないと考えている。欧米でも法令化されている例は見られない。

3. 中小金融機関にとって情報システム構築のコストは大きすぎないか。

1つの案は、共同でシステムをつくり運営するということである。たとえば信用金庫は全国に7つの共同事務センターをつくって事務処理を合理化している。

(東京大学・白石弘幸)

